軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

福祉用具貸与品目のうち、①車いす及び車いす付属品、②特殊寝台及び特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具及び体位変換器、④認知症老人徘徊感知機器、⑤移動用リフト(つり具の部分を除く)、⑥自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、軽度者(要支援1・2、要介護1の利用者、⑥は要介護2・3も含む)に対して貸与した場合、原則として保険給付対象外となっています。

ただし、次の表のとおり、例外規定により貸与品目に対して<u>基本調査結果</u>が該当する利用者については、保険給付として貸与することができます。

貸与品目	軽度者 対象	<u>と </u>	認定・基本調査の結果		左記に該当 しない場合
ア 車いす 及び付属品	要支援 1·2 要介護 1	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	1-7 歩行 - (※)	3「できない」	
イ 特殊寝台 及び付属品	要支援 1•2 要介護 1	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4 起き上がり ー 1-3 寝返り ー	3「できない」 3「できない」	軽度者申請
ウ 床ずれ 防止用具 及び 体位変換器	要支援 1·2 要介護 1	日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り ー	3「できない」	軽度者申請
		次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記 憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1 -	1「意思を他者 に伝達できる」 以外	
工 認知症 老人徘徊 感知機器	要支援 1·2 要介護 1		又は 3-2~7 - のいずれか 又は 3-8~ - 4-15	2「できない」 1「ない」以外	軽度者申請
ASS AN INCHES			4-15 のいずれか その他、主治医意見書において、認知症の症 状がある旨が記載されている場合も含む。		
		(二)移動において全介助を必要としない 者	2-2 移動 —	4「全介助」 以外	
オ 移動 リフト (つり具の部 分を除く)	要支援 1·2 要介護 1	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要と する者	1-8 立ち上がり - 2-1 移乗 -	3「できない」 3 「 一 部 介 助」 又は 4「全介 助」	
		(三)生活環境において段差の解消が必 要と認められる者	(※)		
カ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動吸引する機能のものを除く)	要支援 1・2 要介護 1~ 3	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	2-6 排便 — 2-1 移乗 —	4「全介助」 4「全介助」	軽度者申請

^{(※)「}日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」 については、該当する基本調査項目がないため、医師の意見及びサービス担当者会議等、適切なケアマネジメントで 判断した上で保険給付対象とする。

また、基本調査結果による貸与ができない利用者のうち、特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、自動排せつ処理装置については、次の1~3の条件がすべて当てはまる場合には保険給付対象とすることができます。

1、医師の医学的所見によって利用者の疾病その他の原因により i ~ iii の状態像に該当すると判断されること

i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に
	福祉用具が必要な状態に該当する者
	(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに、福祉用具が必要な状態
	に該当するに至ることが確実に見込まれる者
	(例 がん末期の急速な状態悪化)
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判
	断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
	(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

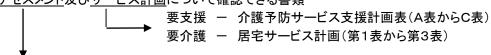
2、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって福祉用具貸与が特に必要と判断されること

3、貸与するにあたり、確認書等を提出し保険給付の対象として区から確認通知を受理していること

ケアマネジャーから次の①~④の書類が提出された場合に、福祉用具貸与の可否を判定します。

《確認書等提出書類》

- ① 「軽度者に対する福祉用具貸与の確認書」 担当ケアマネジャーにおいて必要事項を記入
- ② 医師の医学的な所見が確認できる書類 (次のいずれかを提出)
 - ア 主治医意見書
 - イ 医師の診断書 依頼に当たっては福祉用具の貸与(特殊寝台及び付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、自動排せつ処理装置)について、医師への説明をすること。
 - ウ 「軽度者に対する福祉用具に関する医師の所見」 医師からの聞き取りによりケアマネジャーが作成
- ③ アセスメント及びサービス計画について確認できる書類



要支援の場合は介護予防サービス支援計画表(B表)で兼ねることができる

④ 福祉用具の必要性についてのサービス担当者会議、もしくは照会内容の経過がわかる書類 要支援 - サービス担当者会議の要点(E表別表)

欠席者への照会内容の記載がない場合には、介護予防支援経過記録(E表)

要介護 - サービス担当者会議の要点(第4表)

欠席者への照会内容の記載がない場合には、居宅介護支援経過(第5表)等の書類

《書類の提出方法》

要支援 → 地域包括支援センターから給付係に提出

要介護 → 各指定居宅介護支援事業所から給付係に提出

確認書受理後、福祉用具貸与の可否を判断し、判定結果をケアマネジャー宛に送付します。 判定結果が「可」の場合、申請月(確認書提出日の月の初日)からの保険給付となります。

軽度者に対する福祉用具貸与について(注意事項)

確認書の提出について

確認書提出が必要な貸与品目は、特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知器、自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)です。

- 特殊寝台及び特殊寝台付属品、
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ·認知症老人徘徊感知器
- ・・・・要支援1・2、要介護1の方
- ・自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)・・・要支援1・2、要介護1・2・3の方
- ★ 溯っての保険給付は認められませんのでご注意ください。

軽度者に対する福祉用具貸与の必要性は、医師の所見だけではなく、アセスメント、ケアプラン、サービス担当者会議の要点などからも確認できなければなりません。

また、医師に聞き取る際も、例えば単に特殊寝台が必要というだけでなく、<u>どんな状態であるからどん</u>な機能が必要かを具体的に確認してください。

適切なケアマネジメントを行ったうえで確認書の提出をお願いいたします。

1 新規認定申請中の方への福祉用具貸与の際の注意点

暫定ケアプランに際し、貸与事業者及び医師の所見等を確認後、ケアマネジャーの判断で軽度者への福祉用 具貸与が必要と思われた場合は、必ず確認書を提出してください。

要介護1以下(自動排せつ処理装置※については要介護3以下)がでた場合は確認書の提出がなければ貸与の保険給付が遡って認められませんので、要介護2以上(自動排せつ処理装置※については要介護4以上)の認定結果が確実と見込めない場合には、ご注意ください。

利用者に対し、自立となった場合は自費負担となることなど、暫定プラン中のサービス利用に際しては十分なご理解を得たうえで、プランの作成をしてください。

2 区分変更・更新申請中の方への福祉用具貸与の際の注意点

軽度者への福祉用具貸与が必要と思われた場合は必ず確認書を提出してください。

要介護1以下(自動排せつ処理装置※については要介護3以下)がでた場合は確認書の提出がなければ貸与の保険給付が遡って認められませんので、要介護2以上(自動排せつ処理装置※については要介護4以上)の認定結果が確実と見込めない場合には、ご注意ください。

また、要介護2以上(自動排せつ処理装置※については要介護4以上)の方が更新後、介護度が要介護1以下(自動排せつ処理装置※については要介護3以下)になった場合には、サービス担当者会議等で検討の上、引き続き貸与が必要と判断された場合は、貸与事業者及び医師の所見等を確認後、必ず確認書を提出してください。確認書の提出遅れによる自費が発生しないようにご注意ください。

※自動排せつ処理装置は、尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。

【問合せ】新宿区介護保険課給付係 03-5273-4176(直通)